

高齢者の

肺炎球菌予防接種のお知らせ

 **本市では定期予防接種対象者以外も費用を一部助成**

名寄市では、平成18年から独自策として高齢者（65歳以上）に肺炎球菌予防接種費用の一部助成を行い、平成25年度までに延べ2188人が接種を受けています。

このたび、予防接種法の一部改正に伴い高齢者の肺炎球菌予防接種が特定の年齢の方のみ定期予防接種となりますが、本市では定期予防接種対象年齢以外の方にも、これまでどおり接種費用の一部助成を行います。



 **なぜ、肺炎の予防が必要なの？**



日本人の死亡原因は、1位が「がん」、2位「心疾患」に次いで「肺炎」が3位です。

肺炎には、発熱・咳・痰・呼吸時の胸の痛み・息切れ・倦怠感などさまざまな症状がありますが、症状に気づかないうちに進行していることも多くあります。

特に高齢者や免疫不全の方は重症化しやすく、肺炎で亡くなる95パーセント以上が65歳以上の方となっています。

日常生活で起こる肺炎で一番多い原因菌は「肺炎球菌」と言われています。

その肺炎球菌には93種類の型がありますが、そのうち23種類に対して免疫をつけることができます。

この予防接種は定期予防接種（B類疾病）にあたるため接種義務はありませんが、これらの菌が原因となる肺炎の予防や、かかっても軽い症状で済む効果が期待されています。

接種を希望される方は、予防接種の効果や副反応（まれに重篤な症状を引き起こす可能性があります）などについて理解したうえで医師と相談し、適切な時期に接種を受けてください。



10月から
高齢者の肺炎球菌予防接種が
定期予防接種になります

 **接種料金は**
いくらかかるの？

自己負担は3500円（1人1回限り）です。
 ただし、生活保護世帯の方は全額助成になり無料です。

 **助成の手続き方法は？**



接種の費用助成を希望される方は、事前に接種券の申請のため、健康保険証を持参して保健センターまたはふつれん健康センター（月曜日午前のみ）へお越しください。

国が示している平成26年度の定期予防接種（※）
対象年齢早見表

対象年齢	生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日
100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日
100歳以上	大正3年4月1年以前

60歳以上65歳未満で②の障がいがある方

※定期予防接種は、予防接種法に基づく予防接種のため、健康被害が生じた場合の補償は予防接種法に基づいた救済を受けることができます。なお、定期予防接種以外の年齢で接種する場合は、予防接種法に基づかない予防接種となり、健康被害が生じた場合は、(独)医薬品医療機器総合機構法および市の予防接種事故災害補償規則に基づく救済を受けることとなります。



助成の対象者は？

- 接種日当日、次に該当する方
- 名寄市に住民登録がある
- 過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことがない
- 次の項目①②のいずれかに該当するとき

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満で
 - ・心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がい（自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度）がある
 - ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい（日常生活がほとんど不可能な程度）がある



接種する医療機関は？

次の医療機関が助成の対象になります。
※各医療機関は完全予約制です。

対象医療機関

- 名寄市立総合病院
〒01654-3101
- 名寄市風連国民健康保険診療所
〒01655-2545
- 名寄東病院
〒01654-2188
- 名寄三愛病院
〒01654-3911
- 吉田病院
〒01654-3381
- 片平外科、脳神経外科
〒01654-3375
- 名寄中央整形外科
〒01654-2006
- あかいし内科医院
〒01654-3717
- たに内科クリニック
〒01654-3123
- あべクリニック
〒01654-9701

保健センター
お問い合わせ
〒01654-21486

その他

3カ月以上にわたり他市町村の医療機関等へ長期入院、入所している方で、先ほどの対象接種医療機関以外で接種を希望される方は、払い戻しの手続きなどについてお問い合わせください。

